

公民連携推進全国首長フォーラム 規約

(名称)

第1条 本会は、公民連携推進全国首長フォーラムと称する。

(目的)

第2条 本会は、自治体の様々な課題解決と「住民よし、企業・大学・民間団体よし、行政よし」の「三方よし」の公民連携を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は本会の趣旨に賛同する首長（市町村長）をもって組織する。

2 本会の会員は、入会申込書を会長に提出したものとする。

3 会員は、会長に退会届を提出することで本会を退会することができる。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、東大阪市公民連携協働室に置く。

(活動内容)

第5条 本会の目的を達成する為に、セミナーの開催・交流会の開催など必要な事業を随時行う。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、役員は総会で選出する。

会 長 1名

副会長 若干名

幹 事 若干名

監 事 2名

アドバイザー（民間） 若干名

2 役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(会長職務代理者)

第7条 会長に事故がある時、又は欠けた時は副会長の中から協議の上会長職務代理者を選任する。

(最高顧問・顧問)

第8条 本会は、総会に諮り最高顧問・顧問を置くことができる。

(総会)

第9条 本会は、毎年1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は会員の過半数（委任状を含める）の出席をもって成立する。
- 4 総会の議決は出席者の過半数の同意をもって成立する。
- 5 総会は、役員選出、規約改正、その他必要な事項を議決する。

(年度)

第10条 本会の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第11条 本会は、年会費等通常の運営会費は徴収しない。

セミナー、交流会等開催にあたり経費が発生する場合は当日会費を徴収する。その収支報告は監事の確認を得て、総会で報告し承認を得るものとする。

(委任)

第12条 この規約に定める以外の必要事項は、会長が定める。

附則 この規約は、本会の設立の日から施行する。